

## 府立鴨沂高等学校校舎等改築工事基本・実施設計業務に係る設計者選考委員会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、府立鴨沂高等学校校舎等改築工事基本・設計業務に係る技術提案(プロポーザル)型設計者等の選定・特定実施要領第3条の規定により、府立鴨沂高等学校改築工事基本・実施設計業務に係る設計者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者5人をもって組織する。

- (1) 教育庁管理部長
- (2) 教育庁指導部理事
- (3) 教育庁管理部管理課長
- (4) 鴨沂高等学校長
- (5) 建設交通部営繕課長

2 選考委員会に委員長及び委員を置く。

3 委員長は、委員のうち教育庁管理部長の職にある者をもって充てる。

### (委員長の職務)

第3条 委員長は、選考委員会を代表し、選考委員会の会務を総括する。

2 選考委員会は、委員長が招集する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員長が認めた場合は、前項の規定に関わらず、持ち回り審議により開催に代えることができる。

### (審査事項)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 参加資格要件に関する事項
- (2) 選定基準及び特定基準に関する事項
- (3) 技術提案書の提出を要請する者の選定に関する事項
- (4) 設計者の選定及び特定に関する事項

### (意見聴取会議)

第6条 選考委員会は、前条(4)の特定に関する事項の審議に当たって、外部有識者等による「府立鴨沂高等学校改築工事基本・実施設計業務委託に係る意見聴取会議」における意見陳述を参考に審議を行うものとする。

### (事務局の設置)

第7条 選考委員会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、教育庁管理部管理課に置く。

### (秘密の保持)

第8条 選考委員会の議事は公表しない。

2 委員長及び委員は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

### (その他)

第9条 この要領で定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年7月25日から施行する。